

茨城県警からの重要なお知らせ

# 特定金属類取扱業 を営む皆様へ

国の新しい法律 **金属盗対策法**の全面施行(令和8年6月1日から)に伴い  
**茨城県特定金属類取扱業に関する条例が  
一部改正されます(予定)。**

茨城県では、**令和7年4月1日以降**に許可を受けて  
特定金属類取扱業を営んでいる事業者の方も  
新たに**金属盗対策法**による**届出が必要**です!



## ⚠ WARNING

令和8年8月31日までに届出をしないと違反になり、  
営業できなくなります!

金属盗対策法に準じて改正となる条例の主な変更点は以下のとおりです。

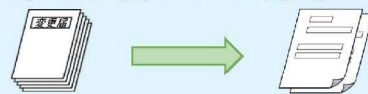
### 本人確認方法の統一

本人確認方法を金属盗対策法の規定に  
準じた方法に変更



### 変更の届出

金属盗対策法と重複する事項に係る変更  
届出の一部を不要とする規定の追加



### 本人確認を不要とする取引の追加

法に基づく本人確認を行ったとき又は既に  
確認をした相手との口座振込みによる取引  
を行うときは条例に基づく確認は不要



### 欠格事由規定の拡充

暴力団員に加え、その関係者等も規制対  
象に追加



金属盗対策法の届出及び条例改正の詳しい内容については、  
以下の二次元コードから警察庁及び茨城県警察のホームページをご確認ください。

お問い合わせ先・警察庁及び茨城県警察のホームページ

金属盗対策法 茨城県特定金属類取扱業に関する条例

検索



・茨城県警察本部生活安全総務課  
029-301-0110(代表)  
・県内各警察署生活安全課(係)



警察庁HP  
金属盗対策法



茨城県警察HP  
手続・申請  
特定金属類取扱業

